申　　立　　書

　　年　　月　　日

古河市長　様

所有者 住 所

氏 名

このたび、私が建築し、又は取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

１． 家屋の表示

所 在 地 　古河市

家屋番号 　　　　　　　　　　　　番

２．家屋の住居表示　古河市

３．入居予定年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

４．現在の家屋の処分方法等

５．入居が登記の後になる理由

①融資の関係

　②契約上入居できない理由

　③学校・転勤・リフォーム・医師の診断書

**なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。**

**申立書の添付書類**

住民票の転入手続きを済ませていない場合には、申立書に下記の書類をそろえて提出していただきます。（書類はコピーでも可）※申立書は原本提出

１.　「現在の家屋の処分方法等」の欄は、処分方法を具体的に記載してください。

その場合に応じ、次のような書類を提出してください。

(1) 現在の家屋を売却する時・・住民票の写し及び現住家屋の売買契約書又は媒介契約書等

(2) 現住の家屋を賃貸する時・・住民票の写し及び現住家屋の賃貸契約書又は媒介契約書等

(3) 現住の家屋が借家貸間等の時・・・住民票の写し及び申請者と現住家屋の家主との間の申請日現在有効の賃貸借契約書、使用許可書又は家賃の証明書

(4)　現住の家屋に親、兄弟、親戚等が住む場合・・住民票の写しおよび親、兄弟、親戚等の申立書等（申請者が現在の家屋を使用しないことの証明）

２.　「入居が登記の後になる理由」の欄は、その理由を具体的に記載してください。

現住家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記のあとになることを証する

次のような書類を提出してください。

(1)　資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後に遅らせることのできない場合･･････当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し

(2)　前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等止むを得ない事情により登記までに入居できない場合･･････前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類

※申立日から入居予定年月日までの期間は、通常、住居の移転に要する１～２週間程度の期間しか認められないものです。